第１号様式

令和５年８月９日

提　案　書　の　募　集　に　つ　い　て

次の業務について、プロポーザル方式により契約の相手方を決定いたしますので提案書を募集いたします。

業務の内容	令和５年度台湾向けファムツアー及びオンラインプロモーション事業業務委託
業務の仕様等	別添「令和５年度台湾向けファムツアー及びオンラインプロモーション事業業務委託」のとおり
契約期間 （または履行期限）	契約締結日から令和６年３月15日（金）まで
業務実施要件	1　地方自治法施行令第 167 条の４の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しない者であること。 2　神奈川県が措置する指名停止期間中の者でないこと。 3　「台湾向けファムツアー及びオンラインプロモーション事業業務委託企画提案募集要項」（以下「募集要項」という。）に示す業務を履行する能力を有すること。 4　会社更生法、民事再生法に基づき更正又は再生手続をしていないこと。 5　最近１年間の法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納（国税通則法及び国税徴収法に基づく猶予制度の適用を受けている者を含む。）していること。 6　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 7　暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者の統制の下にないこと。 8　暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しないものを役員に含まないこと。 9　神奈川県暴力団排除条例第９条に基づき、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、神奈川県が代表者及び役員の氏名等を神奈川県警察本部に対して照会を行うことについて同意できること。 10　日本国内の法人格を有する者であること。
提案していただく内容	募集要項に記載のとおり
審査会開催予定日	令和５年９月５日（火）～７日（木）
その他	審査会は書面によって実施する。

＊　選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載してください。

なお、記載された見積額に当該見積額の 10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。

＊　上記の業務について提案書の提出を希望される場合には、令和５年８月 17 日（木）17 時 15 分(必着)までに参加意思表明書を提出するとともに、令和５年８月 28 日（月）17 時 15 分（必着)までに次の担当所属あて提案書の提出をしてください。
選定結果については、令和５年９月 13 日（水）（予定）までに通知いたします。
　なお、上記内容に違反する、また要件を満たすことが確認できなかった場合には、提案書は無効となります。

＊　本プロポーザルの結果、選定された事業者と契約を締結する際に取り交わす契約書には、次の内容の条文を設けます。
（１）業者調査への協力
（２）神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
・契約解除等の詳細は神奈川県ホームページ(http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f100447/)を参照してください。

(担当所属名) 富士箱根伊豆国際観光テーマ地区 神奈川県協議会事務局 (神奈川県国際文化観光局観光課内)	(問合せ先) 神奈川県国際文化観光局観光課 海外プロモーショングループ　廣松 Tel　045-285-0812（直） Fax　045-210-8870